

成人健康相談



日時 4月16日(火)午後1時～4時(要予約)

会場 保健センター

内容 ▽健康や栄養・薬についての相談会▽血管年齢測定▽体組成測定など

持ってくる物 検診結果票・健康手帳・お薬手帳など相談対象者の健康状態が分かる物

その他 ▽相談は家族など本人以外でも受け付けます▽ペーサー利用者等は体組成測定を行えません

問い合わせ 健康づくり課(☎42808)

その他

入札参加資格審査申請受け付け

令和6・7年度入札参加資格審査申請(随時申請)を受

※別途それぞれの時期に、保証料補助金・利子補給金に対する申請が必要です

その他 詳細は問い合わせください

申請・問い合わせ 商業観光課(☎423318)

空き店舗等活用事業補助金



空き店舗や空き家などを活用して新規開業する人に対し、出店に必要な賃借料および改修費の一部を補助しています。開業後および改修後の補助申請はできません。

対象地域 都市計画法に規定する近隣商業地域または商業地域と鬼石地区の本町通り、相生町通りおよび大門通り

対象業種 小売業、飲食店、夜間営業のみの飲食店など、一部を除く、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育・学習支援業に

付けます。

申請期間 4月1日(月)から

対象 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務等業務

登録有効期間 認定日～令和8年3月31日

申請方法 「ぐんま電子入札共同システム」のホームページから操作マニュアルの手順に沿って手続きを行ってください

※市ホームページの「入札情報」のページからも「ぐんま電子入札共同システム」のホームページにアクセスできます

問い合わせ 契約検査課(☎42223)

バス利用促進 敬老割引制度



バスの利用促進と高齢者の福祉向上を図るため、運賃の割引制度を実施しています。バス車内にて、販売価格の2

割引きで回数券を購入できます。

対象 市内在住で65歳以上の人

購入方法 ▽藤岡・上平線、三ツ木・高山線Ⅱ運転手に購入証明書を提示▽三波川線Ⅱ運転手に本人確認書類(マイナンバーカードなど)を提示

その他 購入証明書の発行は地域安全課で行います。発行時は本人確認書類(マイナンバーカードなど)の提示が必要です

問い合わせ 地域安全課(☎42245)

国民年金の手続きは電子申請・電子決済で



各種電子申請 国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請などについては、マイナンバーを利用した電子申請ができます。

電子申請には、マイナンバー

日(休日の場合には翌営業日)に行います。

口座振替できる金融機関 のめ信用金庫・群馬銀行・ぐんまみらい信用組合・東和銀行・中央労働金庫・多野藤岡農業協同組合・群馬県信用組合・ゆうちょ銀行

その他 申込用紙は、市内の金融機関窓口にあります。市外の金融機関で申込用紙が置いていない場合は郵送しますので連絡してください

申し込み 納入通知書または水道使用量等のお知らせ(検針票)・預貯金通帳・通帳の届け出印を持って口座振替できる金融機関へ

問い合わせ 経営課(☎42814)

家族あんしん特殊詐欺電話撃退補助金

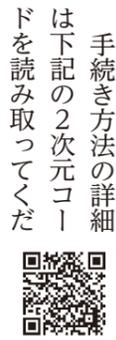


特殊詐欺電話対策機器の購入などに対して購入補助を行

カード、受け取り時に設定したパスワードとマイナンバーの利用者登録が必要です。

国民年金保険料の電子決済 国民年金保険料がスマートフォンアプリで支払いできます。対象の決済アプリは、aupay(エーユーペイ)、d払い、PayB(ペイビー)、PayPay(ペイペイ)、LINEpay(ラインペイ)、楽天ペイです。納付書のバーコードを決済アプリで読み取ることによって電子決済できます。ただし、バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書や延滞金納付書)は電子決済ができません。

共通事項 手続き方法の詳細は下記の2次元コードを読み取ってください



対象 市内在住の65歳以上で、市税の滞納がない人

対象機器 次のいずれかに該当する機能が付いた新品電話機または電話機に外部接続可能な機器▽電話の着信時に、電話の相手方に通話が録音される旨の警告メッセージが流れる機能および自動的に録音する機能がある▽通話内容を自動判別し、特殊詐欺などと判断した場合に設置者などに警告する機能がある

補助金額 購入費の2分の1(上限5000円、100円未満切捨て)

※電話機の設置費用、付属品・保障費・利用料などの追加購入費は除く

その他 ▽申し込みが予算額に達した時点で終了となりますので、購入前に必ず申請状況を確認してください▽おなじみ電子申請受付システム(下記2次元コード)からも申請ができます

申請・問い合わせ 購入前に市消費生活センター(☎42133)へ

さい

申請・問い合わせ 保険年金課(☎42259)・ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)

創業者融資保証料補助金 および利子補給金

市内で新たに創業する人を支援するため、創業時の借入金に伴う信用保証料と利子の補助を行います。

対象 県または日本政策金融公庫が実施する創業者向けの融資(令和8年3月31日まで)に融資を受けたものを受け、次の全てに該当する法人または個人▽創業するための融資を受けた時点で、創業する人または創業後1年未満▽市内で新たに創業する

補助金額 ▽保証料補助金Ⅱ 信用保証協会に支払った信用保証料の全額(ただし、県の融資を受けたものに限る)▽利子補給金Ⅱ 融資を受けた日から5年間に支払った利子の全額

申請方法 対象融資を受けた日から3カ月以内に交付認定申請書に必要な書類を添えて提出

広報の写真撮影にご協力ください

イベントなどで市広報広聴係員が写真や映像を撮影します。これらの写真などは市の記録写真として保存するほか、広報紙やホームページなどに使用します。

「藤岡市広報」と書かれた紫色の腕章を着けた担当職員がおじゃまして取材・撮影を行う際には、ご協力をお願いします。

問い合わせ 秘書課(☎42208)

